

アプリ専用定期預金「てのひら定期」

(2025 年 4 月 14 日現在)

商品名		アプリ専用定期預金「てのひら定期」
販売対象		京都信用金庫アプリ「てのひら京信」をご利用いただいている方
期間		1 年
種類		自動継続
継続区分		元加式のみ
商品		一般／総合口座
預入 (受入)	預入(受入) 方法	一括預入
	預入金額	1 万円以上
	預入単位	1 円単位
払戻(支払)方法		満期日以後に一括して支払います。
利息	適用金利	・固定金利 ・預入日のスーパー定期1年もの金額階層別店頭表示金利+0.075% ※金融情勢等により、商品内容や金利等の条件を変更する場合があります。
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算。
税金		・利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料		
付加できる特約事項		・マル優はご利用いただけません。 ・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした金利)。
満期前解約時の取扱い		・解約時預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日の普通預金金利 ・解約時預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 解約する預金の約定金利の50%となります。 ただし、解約日の普通預金金利を下回るときは、解約日の普通預金金利とします。
満期日以後の取扱い		初回満期日以降は、「てのひら定期」に自動継続し、満期日(継続日)時点の当該定期預金金利を適用します。
金利情報の入手方法		金利については、当金庫ホームページにてご確認ください。
苦情処理措置		苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。

紛争解決措置	紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所（9時～17時、電話03－3517－5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075－231－2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。
その他参考となるべき事項	・夢ネット支店、店頭、ATMおよびインターネットバンキングでの取扱いできません。 ・「てのひら京信」におけるメイン口座のみでの取扱いとさせていただきます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。 ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。